

相模原市宮峰山霊園

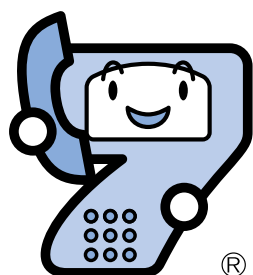
令和8年度 公募のしおり

一般墓所（返還墓所）・樹林型合葬式墓所（第6期）

目次

令和8年度 公募の概要	1
【各墓所共通】申込み及び抽選に関する手続きについて	2
【一般墓所】申込案内、注意事項	3～4
【樹林型合葬式墓所】申込案内、注意事項	5～6
【各墓所共通】当選者の手続きについて	7
【一般墓所】墓碑等の設置基準	8
【樹林型合葬式墓所】焼骨の容器基準	8
申込書の書き方	9～12
申込書類・峰山霊園区域図	14

公募に関する問い合わせ先



相模原市コールセンター
☎042(770)7777

午前8時～午後9時（年中無休）

※詳細なお問い合わせは、公園課に取り次ぐ場合があります。

個人情報の取扱いについて

申込みの際に提出いただいた個人情報につきましては、当募集に関わることにのみ使用します。

また、収集した個人情報は、その保護に万全を期すとともに、ご本人の同意なしに、第三者に開示・提供することはありません。但し、法令等により開示を求められた場合を除きます。

相模原市

令和8年度 公募の概要

直系親族等の焼骨を墓地に埋蔵せず、自宅などに仮安置している市民を対象として公募を行います。

なお、申込墓所が、① 一般墓所か ② 樹林型合葬式墓所かによって、申込条件等が異なります。

※申込期間：令和8年9月1日(火)～9月30日(水) 消印有効

※申込方法：14ページのポケットに収納してある専用の申込書を使用し、必ず **郵送** でお申込みください。

① 一般墓所 ※一度使われた墓所です。

芝生墓所 (永年使用)

(1) 4㎡……………30区画

(2) 2.5㎡……………10区画

芝生地に等間隔に納骨施設(カロート)の
み設置しています。

景観統一のため設置できる墓碑等に制限が
あります。墓碑等を設置する費用は、自己
負担となります。

※写真は、区画の一例です。



② 樹林型合葬式墓所(永年使用)

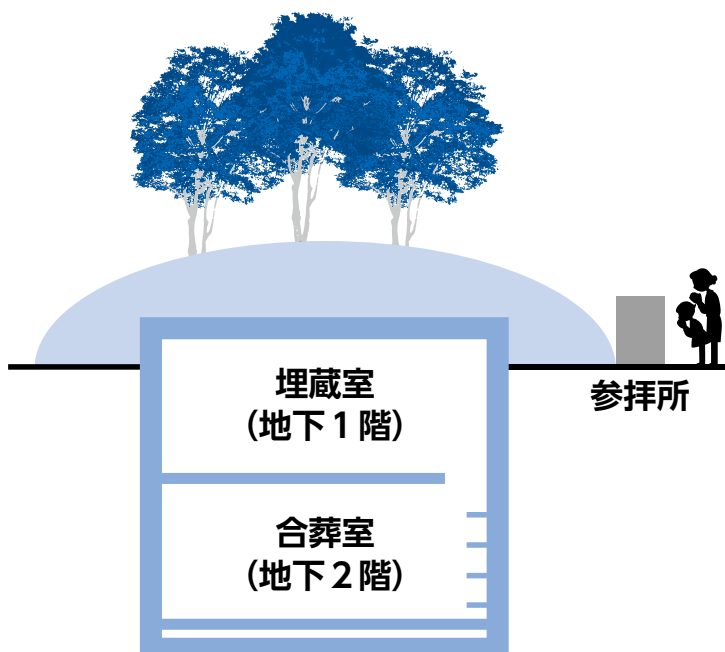
(1) 1体用…… 70区画 (70体数)

(2) 2体用……160区画 (320体数)

樹林型合葬式墓所はシンボルツリーを墓標
とし、その下に多数の方の焼骨を一緒に埋蔵
する形式の墓所で、参拝所(献花台と焼香台)
と記名板が併設されています。

希望者は、記名板に埋蔵者及び埋蔵予定者
氏名を彫刻することができます。その費用は、
自己負担となります。

焼骨は、許可日から20年間は骨つぼで埋
蔵し、その後、合葬(共同埋蔵)します。



申込み

(郵送のみ受付)

令和8年9月1日(火)

}

令和8年9月30日(水)

(消印有効)

※**現地見学随時**

管理事務所の開所時間

8:30~17:00

抽選番号の通知

令和8年10月9日(金)以降

公開抽選会

令和8年10月23日(金)

市民会館2階 第2大会議室
(中央区中央3-13-15)**抽選結果の通知**

令和8年10月30日(金)までに発送

- 公園課窓口への、申請書の持ち込みはできません。
- 申込書郵送後に、申込内容の変更や訂正はできません。
- 申込書の記載内容が不明確、証明書類の添付漏れや申込条件を満たさないときは、申込は無効になります。
- 一般墓所の申込みで、申込者及びその親族が3回以上、有骨区分で落選している場合は、過去の落選通知のコピーを申込書と一緒にご提出ください。

- 申込者全員に「抽選番号通知書」をお送りします。
- 申込者数が公募数に満たなかった場合は、抽選を行わない旨を通知します。

- 抽選会は、公開します。
- 抽選会の開始時間等は「抽選番号の通知」に記載します。
- 抽選会への来場は必須ではありません。来場されなくても、抽選結果に影響はありません。
- 来場される場合は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

- 申込者全員に抽選結果通知書(以下、「結果通知」という。)を郵送し、同時に市ホームページに抽選結果を掲載します。
なお、11月6日(金)を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。
- 抽選結果は、電話でお答えしておりません。
- 当選者は、必ず「使用許可」の申請を行ってください。(7ページを参照。)
- 落選した場合の結果通知は、次回以降の申込み時に優先的な取り扱いを受ける際の証明書類となりますので大切に保管してください。(一般墓所のみ。4ページ6番を参照。)
- 当選後に申込内容が、条件を満たしていないことや事実と異なっていることが判明した場合は、当選取消となります。

○区画数等

申込区分	公募区画数	期 間	墓所使用料	年間墓所管理料
(1) 芝生墓所 4㎡	30区画	永年	606,000円	6,500円 (初年度は2,160円)
(2) 芝生墓所 2.5㎡	10区画	永年	445,000円	4,500円 (初年度は1,500円)

- ・各墓所の墓所使用料及び初年度の墓所管理料の納付期限は、令和8年12月16日(水)です。
- ・墓所管理料については、毎年6月頃に通知を発送します。なお、毎年4月1日の時点で、使用者が市外に居住している場合、墓所管理料は1.5倍の金額となります。

○申込者……次の①から④をすべて満たす人

- ① 令和7年9月1日以前から相模原市に住民登録があり、以後引き続き相模原市内に居住していること(外国人住民にあっては、永住者又は特別永住者であること)。許可日までに死亡した場合や市外に転出した場合は、使用許可の対象外。
 - ② 峰山霊園又は柴胡^{さいこ}が原^{はら}霊園の一般墓所を使用中でないこと。
 - ③ 相模原市営霊園の合葬式墓所の埋蔵予定者でないこと。
 - ④ 焼骨を埋蔵する墓地がなく、焼骨を自宅又は寺院等に仮安置していること。
※他の墓所に埋蔵されている焼骨の改葬や分骨のための申込みはできません。
※複数の区分への申込み及び樹林型合葬式墓所との重複申込みはできません。
- ・申込書の書き方は、9ページ記入例①をご参照ください。

○埋蔵予定者……次の①から④に当てはまる人

- ① 配偶者(妻又は夫)
- ② 直系血族(父母、子、祖父母、孫など) ※配偶者の父母や祖父母等は対象外。
- ③ 養父、養母、養子(養子縁組に限る。)
- ④ 実兄、実弟、実姉、実妹、内縁の夫、内縁の妻、パートナーシップ宣誓者(祭祀を主宰した場合に限る。)
 ※別途、証明書類の提出が必要(下記参照)

○申込みに必要な証明書類

焼骨の保管状態	証明書類	発行者
自宅又は寺院等に仮安置	「死体(胎)埋火葬許可証」のコピー	死亡届を受理した市区町村
都道府県知事又は市長の許可を受けた「納骨堂」に収蔵	「焼骨収蔵証明書」の原本又はコピー	納骨堂管理者

※改葬許可証・死亡届など、上記以外の証明書では申込みできません。

埋蔵予定者が、実兄、実弟、実姉、実妹又は内縁の夫、内縁の妻、パートナーシップ宣誓者の場合	証明書類	発行者
	祭祀を主宰していることを証明する書類(葬儀の領収証のコピー等)	葬儀会社等

- 1 申込みは、14ページのポケットに収納してある「令和8年度一般墓所使用申込書」を封筒に入れて、必ず郵送にて行ってください（令和8年9月30日の消印有効）。公園課窓口での提出はできません。
- 2 他墓所に埋蔵中の焼骨の改葬や、分骨を目的とした申込はできません。
- 3 他墓所から取り出して自宅に仮安置した焼骨の申込はできません。
- 4 申込みにあたって、以下のいずれかに該当する場合は、無効となります。
 - (1) 複数の申込区分に申込みがあった場合
 - (2) 1世帯につき2通以上の申込みがあった場合(住民票上の「世帯」で判断します。)
 - (3) 同じ焼骨について重複する申込みがあった場合
- 5 申込数が公募区画数を超えたときは、公開抽選で当選者及び補欠者を決定します。
- 6 抽選の対象となった申込区分については、申込1件につき抽選番号を1つお知らせします。
※ただし、申込者及びその親族が3回以上、有骨区分で落選している場合は、抽選番号を2つお知らせします。対象となる方は、過去の落選通知のコピーを申込書と一緒にご提出ください。落選通知がない場合は、公園課にお問い合わせください。申込期間中に提出又は申出がない場合は、抽選番号を2つお知らせすることはできません。なお、抽選の結果、2つ当選した場合においては、重複して2墓所を使用することはできません。
- 7 使用区画は、市が決定します。申込者による選択はできません。
- 8 使用許可を受けた方は、墓所使用許可を受けた日から起算して1年以内に、対象の焼骨を埋蔵してください。
- 9 墓所には、焼骨、遺髪、遺品等以外は埋蔵できません。
- 10 墓所使用権は、他人に譲ったり貸したりすることはできません。使用者が亡くなられた場合など使用者を変更する際には、別途、承継手続が必要です。
- 11 墓所使用権は、墓所使用者が死亡した日から5年又は墓所使用者が所在不明となった後5年を経過し、かつ、承継する者がいないときは消滅します。
- 12 次のような場合、市が使用許可を取り消すことがあります。
 - (1) 不正な手段により墓所の使用の許可を受けたとき
 - (2) 墓所の使用の許可に付した条件に違反したとき
 - (3) 墓所使用料を市長が指定する日までに納付しないとき
 - (4) 墓所を焼骨、遺髪、遺品等の埋蔵の目的以外に使用したとき
 - (5) 市長の承認を受けずに墳墓その他の設備を設置したとき
 - (6) 墓所の使用許可を受けた日から起算して1年以内に、対象の焼骨を埋蔵しないとき
 - (7) 墓所使用権を譲渡し、又は転貸したとき
 - (8) 霊園の管理上必要な措置命令に従わなかったとき
 - (9) 墓所管理料を3年間納付しないとき
- 13 墓碑等の設置は必須ではありません。墓碑等の設備工事を行う場合の費用は、自己負担となります。
- 14 申込手続や墓碑等の設置を行う市の「指定業者」等はありません。
- 15 墓碑等は設置基準がありますので、「墓碑等の設置基準」(8ページ)をご参照ください。
- 16 墓所内に使用者が設置した設備(墓碑、花立、供物台等)が盗難、紛失、破損しても、市では責任を負いません。

○区画数等

申込区分	公募区画数(体数)	期 間	墓所使用料	年間墓所管理料
(1) 1 体用	70区画 (70体数)	永年	92,000円	なし
(2) 2 体用*	160区画 (320体数)	永年	184,000円	なし

※ 1 体は既にお持ちの焼骨用、もう 1 体は将来的にご自身の埋蔵用として申し込むこともできます。

・墓所使用料の納付期限は、令和 8 年 12 月 16 日 (水) です。

○申込者……次の①から③をすべて満たす人

- ① 令和 7 年 9 月 1 日以前から相模原市に住民登録があり、以後引き続き相模原市内に居住していること
(外国人住民にあつては、永住者又は特別永住者であること)。許可日までに死亡した場合や市外に転出した場合は、使用許可の対象外。
- ② 峰山霊園又は柴胡が原^{さいこはら}霊園の一般墓所を使用中でないこと。
- ③ 上記のほか、申込区分ごとに次の表の条件を満たしていること。

申込区分	申込条件	申込書の書き方
(1) 1 体用	埋蔵する墓地がなく、焼骨を自宅又は寺院等に 1 体仮安置していること。	10ページ 記入例②
(2) 2 体用	埋蔵する墓地がなく、焼骨を自宅又は寺院等に 2 体仮安置していること。	11ページ 記入例③
	埋蔵する墓地がなく、焼骨を自宅又は寺院等に 1 体仮安置していて、かつ、 <u>1 体をご自身(申込者)用に使用したいこと。</u> この場合は、申込者が既に合葬式墓所の埋蔵予定者でないこと。	12ページ 記入例④

※他の墓所に埋蔵されている焼骨の改葬や分骨のための申込みはできません。

※複数の区分への申込み及び一般墓所との重複申込みはできません。

○埋蔵予定者……次の①から④に当てはまる人

- ① 配偶者(妻又は夫)
- ② 直系血族(父母、子、祖父母、孫など) ※配偶者の父母や祖父母等は対象外。
- ③ 養父、養母、養子(養子縁組に限る。)
- ④ 実兄、実弟、実姉、実妹、内縁の夫、内縁の妻、パートナーシップ宣誓者(祭祀を主宰した場合に限る。)
※別途、証明書類の提出が必要(下記参照)

○申込みに必要な証明書類

焼骨の保管状態	証明書類	発行者
自宅又は寺院等に仮安置	「死体(胎) 埋火葬許可証」のコピー	死亡届を受理した市区町村
都道府県知事又は市長の許可を受けた「納骨堂」に収蔵	「焼骨収蔵証明書」の原本又はコピー	納骨堂管理者

※改葬許可証・死亡届など、上記以外の証明書では申込みできません。

埋蔵予定者が、実兄、実弟、実姉、実妹又は内縁の夫、内縁の妻、パートナーシップ宣誓者の場合	証明書類	発行者
	祭祀を主宰していることを証明する書類(葬儀の領収証のコピー等)	葬儀会社等

- 1 14ページのポケットに収納してある「令和8年度樹林型合葬式墓所使用申込書」を封筒に入れて、必ず郵送にて行ってください（令和8年9月30日の消印有効）。公園課窓口での提出はできません。
- 2 他墓所に埋蔵中の焼骨の改葬や、分骨を目的とした申込はできません。
- 3 他墓所から取り出して自宅に仮安置した焼骨の申込はできません。
- 4 申込みにあたって、以下のいずれかに該当する場合は、無効となります。
 - (1) 複数の申込区分に申込みがあった場合
 - (2) 1世帯につき2通以上の申込みがあった場合（住民票上の「世帯」で判断します。）
 - (3) 同じ焼骨について重複する申込みがあった場合
- 5 申込数が公募区画数を超えたときは、公開抽選によって当選者及び補欠者を決定します。
- 6 抽選の対象となった申込区分については、申込1件につき抽選番号を1つお知らせします。
- 7 埋蔵位置については、市が決定します。申込者による選択はできません。
- 8 使用許可を受けた方は、墓所使用許可を受けた日から起算して1年以内に対象の焼骨を埋蔵してください。
- 9 使用許可の対象となった焼骨以外のものは、墓所に埋蔵できません。
- 10 墓所使用権は、他人に譲ったり貸したりすることはできません。
- 11 次のような場合、市が使用許可を取り消すことがあります。
 - (1) 不正な手段により墓所の使用の許可を受けたとき
 - (2) 墓所の使用の許可に付した条件に違反したとき
 - (3) 墓所使用料を市長が指定する日までに納付しないとき
 - (4) 墓所の使用許可を受けた日から起算して1年以内に対象の焼骨を埋蔵しないとき
 - (5) 墓所使用権を譲渡し、又は転貸したとき
- 12 埋蔵する焼骨の容器には基準があります。「焼骨の容器基準」（8ページ）をご参照ください。
- 13 申込区分が2体用で、1体をご自身（申込者）用に申込み場合は、焼骨の埋蔵が確実に行われるよう、親族等と事前にご相談ください。なお、市が親族等に代わって埋蔵手続きを行うことはできません。
- 14 申込手続や記名板彫刻等を行う市の「指定業者」等はありません。
- 15 埋蔵室・合葬室への立入りはできません。また、埋蔵後に焼骨や骨つぼをご覧いただくことはできません。



**使用許可の申請
(書類の提出)**

令和8年11月20日(金)
(必着)

- ご用意いただく書類及び提出先は、結果通知に記載します。
- 申込日以降に死亡した場合や市外に転出した場合は、申請できません。
- 期日までに使用許可の申請がない場合は、当選は無効となります。

使用許可の決定通知

令和8年11月30日(月)
以降

- 申込資格等について審査の上、使用許可決定通知書を送付します。

**墓所使用料(全員)
墓所管理料(一般墓所)
の納付**

、
令和8年12月16日(水) 厳守

- 納入通知書で、墓所使用料等を納付してください。
- 墓所使用料、墓所管理料(一般墓所のみ)が納付期限までに納付されないときは、使用許可を取り消します。
- 一旦納付した墓所使用料及び墓所管理料は、返還できません。

**墓所使用許可証の
交付**

- 市が墓所使用料・墓所管理料の納付を確認後に、順次郵送します。

墓所の使用開始

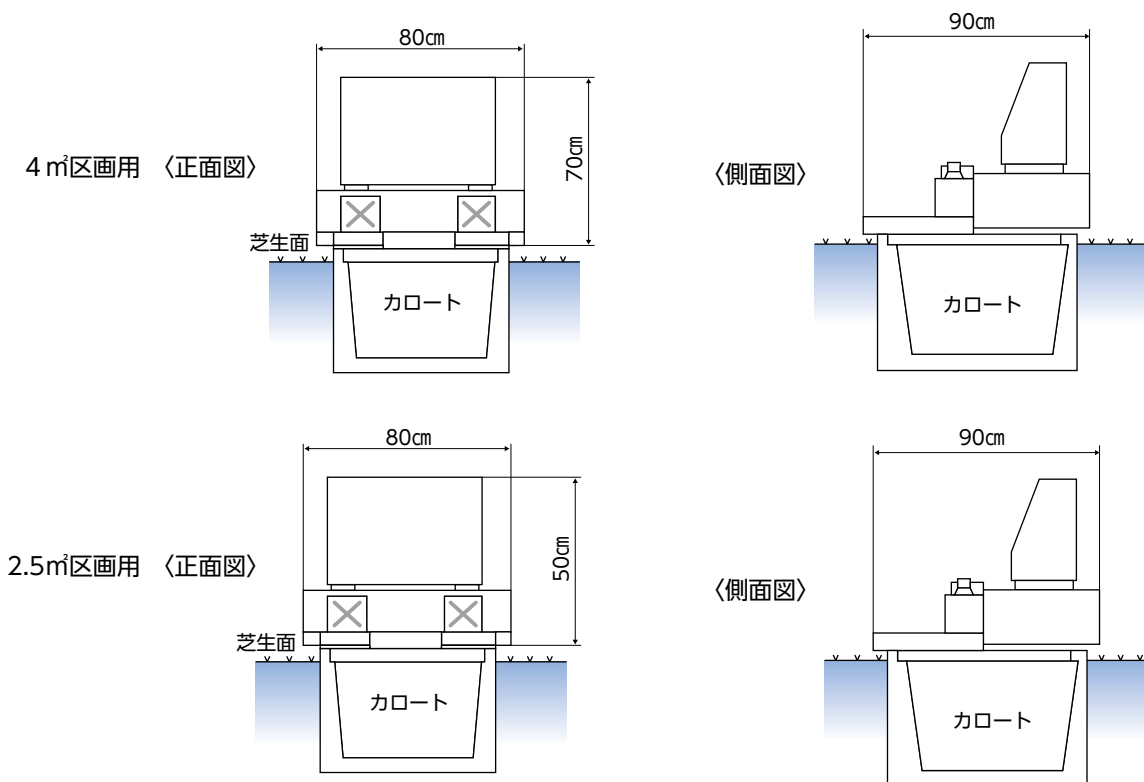
- 墓所使用許可証の交付を受けた後、焼骨の埋蔵及び墓碑等の設置工事を行うことができます。

芝生墓所

設置基準

区 分		設 置 基 準
設置できる墳墓等の種類及び数		墓碑、香炉及び水鉢は各1基とし、花立ては1対までとする。
墳墓等の設置場所		納骨施設(カロート)の上部とする。
墳墓等の規格	4㎡区画用	すべての設備を含めた最大寸法は、高さ70cm、幅80cm、奥行90cmとする。
	2.5㎡区画用	すべての設備を含めた最大寸法は、高さ50cm、幅80cm、奥行90cmとする。
墓碑への表示		墓碑に家名を表示する場合は、墓所使用者又は埋蔵されている者の姓に限る。

基準寸法図（この図は、一般的にみられる形状の墓碑等について「設置基準」に基づき、最大寸法を示したものです。）



樹林型合葬式墓所

焼骨の容器基準

- 1 幅及び奥行がそれぞれ22cm以下であること。
- 2 高さが27cm以下であること。
- 3 材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
- 4 桐箱、骨覆等の外装を施していないこと。

太字部分が記入していただく項目です。

【令和8年度
一般墓所使用申込書】

受付番号

受付日

申込区分 (いずれかに✓を記入)		☒ 芝生墓所 (4 m ²) ☐ 芝生墓所 (2.5 m ²)		申込区分を ご確認ください。						
申込者	住 所	相模原市 中央 区 中央〇-〇〇-〇〇								
	フリガナ	サ カ ミ タ ロ ウ								
	氏 名	相模 太郎								
	生年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ③昭和 ②大正 ④平成	5	0	年	0	4	月	0	1
電話番号 (ご連絡先)	自宅	042 (×××) ××××			自宅以外	090 (××××) ××××				

(死産児の場合、氏名欄には母の氏名をカッコ書きしてください)

埋蔵 予定者	フリガナ	サ カ ミ ハ ナ コ									
	氏 名	相模 花子									
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ④平成 ②大正 ⑤令和 ③昭和	0	8	年	0	5	月	0	1	日
	申込者 との続柄	実母	焼骨の 保管状態	①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵							
審査欄											

《申込チェック表》

- ☐ 一般墓所に当選し、使用者になると、今後の市営霊園の公募に応募ができないことを承知している。
- ☐ 一般墓所は、返還された使用済み区画であるため、カロートに傷や汚れがあることを承知している。
- ☐ 市が、申込区分ごとの使用区画を決定することを承知している。
- ☐ 申込区分について、選択に間違いはない。

樹林型合葬式墓所（1 体用）

申込書の書き方（記入例②）

太字部分が記入していただく項目です。

【令和8年度
樹林型合葬式墓所使用申込書】 受付番号

受 付 日

申 込 者	申込区分 (いずれかに✓を記入)	☒ 1 体用 ☐ 2 体用 * 焼骨 1 体・生前予約 1 体 * 焼骨 2 体		申込区分を ご確認ください。		
	住 所	相模原市 中央 区 中央 ○ー○ー○○				
	フリガナ	サ カ ミ タ ロ ウ				
	氏 名	相模 太郎				
	生年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ③昭和 ②大正 ④平成	5 0	年	0 4	月 0 1 日
電話番号 (ご連絡先)	自宅 042 (×××)××××	自宅以外 090 (××××)××××				

1 体をご自身（申込者）用とする場合、埋蔵予定者①に「申込者」を記入し、「死亡年月日」と「焼骨の保管状態」は空欄としてください。
(死産児の場合、氏名欄には母の氏名をカッコ書きしてください)

埋 蔵 予 定 者 ①	フリガナ	サ カ ミ ハ ナ コ				
	氏 名	相模 花子				
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ④平成 ②大正 ⑤令和 ③昭和	0 8	年	0 5	月 0 1 日
	申込者 との続柄	実母	焼骨の 保管状態	①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵		
審査欄						

2 体用申込者のみ記入。

埋 蔵 予 定 者 ②	フリガナ					
	氏 名					
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	記入不要			月	日
	申込者 との続柄		焼骨の 保管状態	①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵		
審査欄						

樹林型合葬式墓所（2体用）

＊現に焼骨2体を所有

申込書の書き方（記入例③）

太字部分が記入していただく項目です。

【令和8年度
樹林型合葬式墓所使用申込書】 受付番号

受 付 日

申 込 者	申込区分 (いずれかに✓を記入)	☐ 1体用 ☒ 2体用 ＊焼骨1体・生前予約1体 ＊焼骨2体		申込区分を ご確認ください。		
	住 所	相模原市 緑 区 西橋本〇ー〇ー〇〇				
	フリガナ	サ カ ミ シ ロ ウ				
	氏 名	相模 二郎				
	生年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ③昭和 ②大正 ④平成	4 0	年	0 1	月 0 1 日
電話番号 (ご連絡先)	自宅 042 (×××) ××××	自宅以外 090 (××××) ××××				

1体をご自身（申込者）用とする場合、埋蔵予定者①に「申込者」を記入し、「死亡年月日」と「焼骨の保管状態」は空欄としてください。
(死産児の場合、氏名欄には母の氏名をカッコ書きしてください)

埋 蔵 予 定 者 ①	フリガナ	サ カ ミ イ チ ロ ウ				
	氏 名	相模 一郎				
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ④平成 ②大正 ⑤令和 ③昭和	0 7	年	1 2	月 1 4 日
	申込者 との続柄	実父	焼骨の 保管状態	①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵		
審査欄						

2体用申込者のみ記入。

埋 蔵 予 定 者 ②	フリガナ	サ カ ミ イ チ コ				
	氏 名	相模 一子				
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ④平成 ②大正 ⑤令和 ③昭和	0 8	年	0 5	月 0 1 日
	申込者 との続柄	実母	焼骨の 保管状態	①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵		
審査欄						

樹林型合葬式墓所（2体用）

＊焼骨1体＋申込者ご自身用1体

申込書の書き方（記入例④）

太字部分が記入していただく項目です。

【令和8年度
樹林型合葬式墓所使用申込書】 受付番号

受 付 日

申 込 者	申込区分 (いずれかに✓を記入)	☐ 1体用 ☒ 2体用 ＊焼骨1体・生前予約1体 ＊焼骨2体		申込区分を ご確認ください。		
	住 所	相模原市 南 区 相模大野〇ー〇ー〇〇				
	フリガナ	サ カ ミ サ フ ロ ウ				
	氏 名	相模 三郎				
	生年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ③昭和 ②大正 ④平成	15	年	10	月 10 日
電話番号 (ご連絡先)	自宅 042 (×××) ××××	自宅以外 090 (××××) ××××				

1体をご自身（申込者）用とする場合、埋蔵予定者①に「申込者」を記入し、「死亡年月日」と「焼骨の保管状態」は空欄としてください。
(死産児の場合、氏名欄には母の氏名をカッコ書きしてください)

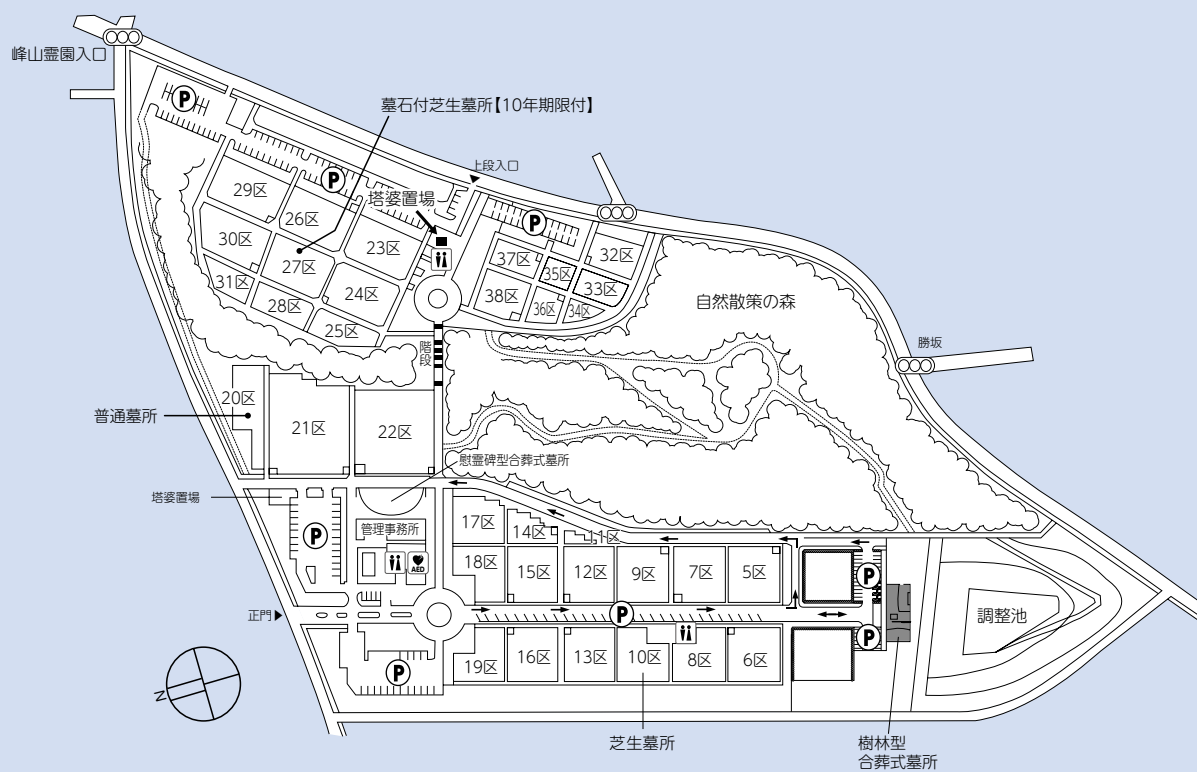
埋 蔵 予 定 者 ①	フリガナ	サ カ ミ サ フ ロ ウ				
	氏 名	相模 三郎				
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	記入不要				
	申込者 との続柄	本人	記入不要			
審査欄						

2体用申込者のみ記入。

埋 蔵 予 定 者 ②	フリガナ	サ カ ミ フ タ コ				
	氏 名	相模 二子				
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ④平成 ②大正 ⑤令和 ③昭和	08	年	02	月 05 日
	申込者 との続柄	妻	焼骨の 保管状態	①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵		
審査欄						

[illegible]

峰山霊園





峰山霊園管理事務所

所在地 相模原市南区磯部4573番地2

電話 042-777-0487

開所時間 8時30分～17時（年中無休）

アクセス 【バス】

停留所名 若草小学校前（下車 徒歩20分）

JR相模原駅南口から
（相27）北里大学病院・北里大学経由相武台前駅行
小田急線相武台前駅から
（相27）北里大学病院・北里大学相模原駅南口行
（台13）総合体育館前経由北里大学病院・北里大学行

停留所名 相武台消防分署前（下車 徒歩20分）

小田急線小田急相模原駅から
（小11）相武台グリーンパーク行

【鉄道】

JR相模線 下溝駅（下車 徒歩25分）